

## 財政分析

形式収支	<p>歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いたものです。</p> <p>・形式収支 = 歳入総額 - 歳出総額</p>
実質収支	<p>形式収支から翌年度に繰り越すべき財源（継続費、繰越明許費など）を控除したものです。</p> <p>・実質収支 = 形式収支 - 翌年度へ繰り越すべき財源</p>
実質公債費比率	<p>地方債協議制度への移行に伴い新たに導入された指標。毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債相当額（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合をいいます。この比率が一定の数値を超えると、地方債の発行に際し総務省の許可が必要となります。</p> <p>・実質公債費比率 = <math>[(A+B) - (C+D)] / (E-D)</math></p> <p>A：元利償還金（公営企業債分、繰上償還分及び満期一括償還地方債の元金に係る部分を除く。）          B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）          C：A又はBに充てられた特定財源          D：地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いられる基準財政需要額に算入された額          E：標準財政規模</p>
実質収支比率	<p>実質収支の標準財政規模に対する割合のことで、地方公共団体の財政運営の健全度を示す指標のひとつです。通常3～5%が適当とされています。この実質収支の赤字比率が20%以上となると、市債の発行が原則制限され、実質的に財政を運営することができなくなります。その場合、財政再生計画をたてて、総務大臣の同意を得ることによって、市債の制限が解除されます。</p> <p>・実質収支比率 = 実質収支 / 標準財政規模</p>
単年度収支	<p>実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれているため、当該年度だけの収支を把握するため、当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた額のことです。</p> <p>・単年度収支 = 当該年度実質収支 - 前年度実質収支</p>

実質単年度収支	<p>単年度収支の中には、実質的な赤字・黒字要素が含まれているため、これらを加減し、当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標です。</p> <p>・実質単年度収支 = 単年度収支（当該年度実質収支－前年度実質収支） + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取崩額</p>
標準財政規模	<p>地方交付税算定時に基準財政収入額を元に求められる標準税収入額に、地方譲与税、交通安全対策特別交付金、普通交付税、臨時財政対策債を加えたもので、地方公共団体の標準的な一般財源の収入額を表します。健全化判断比率などの財政分析数値に用いられます。</p> <p>・標準財政規模 = 標準税収入額 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 普通交付税 + 臨時財政対策債</p>
自主財源	<p>市が自主的に収入できる財源のことで、具体的には、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当します。この自主財源を歳入総額で割ったものが自主財源比率で、この割合が大きければ大きいほど、自前の財源で自主的な財政運営ができることを示します。</p>
依存財源	<p>収入のうち、国の意志決定に基づいて額を交付されたり、割り当てられたりするもので、具体的には、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、市債などが該当します。</p>
一般財源	<p>財源の用途が特定の目的に限定されずに、どのような経費にも充てることができる財源のことをいいます。市税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税などがこれにあたります。</p>
特定財源	<p>一般財源とは反対に、その用途が特定されている財源のことをいいます。国・県支出金、使用料、手数料、財産収入、市債などがこれにあたります。</p>
財政力指数	<p>地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が大きいほど財政的に余裕があるとされ、「1」を超えると普通交付税が交付されない不交付団体となります。普通は3か年平均の数値を使用します。</p> <p>・財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額</p>
経常収支比率	<p>市税、普通交付税のように用途が特定されずに毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）等のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合で、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられています。</p> <p>・経常収支比率 = 経常的経費に充当した一般財源 / （経常一般財源 + 減収補てん債特例分 + 臨時財政対策債）</p>

公債費比率	<p>公債費比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合を表す比率です。この比率が10%を超えないことが望ましいとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公債費比率 = <math>[A - (B + C)] / (D - C)</math>  A : 当該年度の元利償還金（繰上償還分を除く）  B : Aに充てられた特定財源  C : 普通交付税算定において災害復旧等に係る基準財政需要額  D : 標準財政規模</li> </ul>
公債費負担比率	<p>公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつで、一般財源総額のうち、公債費に充当された一般財源の占める割合です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公債費負担比率 = <math>\text{公債費充当一般財源} / \text{一般財源総額}</math></li> </ul>
起債制限比率	<p>市債が過大とならないよう一定の制限を設ける時の指標となるのがこの起債制限比率です。起債制限は、実質公債費比率を用いますが、当分の間、実質公債費比率が25%以上の団体であっても、起債制限比率が20%未満である場合は、公債費負担適正化計画の策定を前提に許可されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起債制限比率 = <math>[A - (B + C + E)] / [D - (C + E)]</math>  A : 当該年度の元利償還金（繰上償還分を除く）  B : Aに充てられた特定財源  C : 普通交付税の算定において災害復旧等に係る基準財政需要額  D : 標準財政規模  E : 普通交付税の算定において事業費補正に係る基準財政需要額</li> </ul>
ラスパイレス指数	<p>地方公務員と国家公務員の給与水準を、職種、学歴、経験年数等の差を考慮した上で比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準指数です。給与水準が国より高い場合は100を超え、低い場合は100未満となります。</p>